

業務委託契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇社（以下「乙」という。）とは、「EU・アジア食市場開拓ハンズオン支援事業(シンガポール)」業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、EU・アジア食市場開拓ハンズオン支援事業（シンガポール）業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務内容）

第2条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別添「EU・アジア食市場開拓ハンズオン支援事業（シンガポール）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に基づき、委託業務を実施しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託業務の委託期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金0,000,000円（うち消費税及び地方消費税額 金000,000円）とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金000,000円を甲に納付しなければならない。※契約保証金を納付する場合

第5条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定により免除する。

※契約保証金を免除する場合

（権利の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（再委託等の承諾）

第7条 乙は、委託業務の一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、書面により甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、甲の承諾を得て委託業務の一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、委託した、又は請け負わせた業務全てについて責任を負わなければならない。

（委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して、委託業務の実施状況、その他必要な事項に

ついて、調査し、又は報告を求めることができる。

(事故等の報告)

第9条 乙が委託業務の履行に支障が生じるおそれがある事故等の発生を知り得たときは、その発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告して速やかに応急措置を講じるとともに、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出するものとする。

(業務完了報告書の提出)

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して、業務完了報告書(様式第8号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となったときは、乙は遅滞なく自らの経費負担において当該成果品を補正し、再検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から補正終了の通知を受けた日から起算するものとする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、速やかに委託料の完了払請求書(様式第9号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適正な完了払請求書の提出を受けたときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求に基づき、前金払(様式第10号)ができるものとする。

(契約不履行の場合の措置)

第12条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に契約を履行しない場合は、甲は乙に対し遅延損害金を請求することができる。

2 前項の損害金は、委託料に対して遅延日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責に帰すべき理由により、第11条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して年2.5%の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務が完了しないとき、又は、完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 支払いの停止があったとき、又は乙が仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始、

もしくは特別精算開始の申し立てを受けたとき。

- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 租税公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 乙から契約の解除の申し出があったとき。

- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を、乙に対し期限を定め請求することができるものとする。

(違約金)

- 第14条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として契約金額の10分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。
 - 3 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(証拠書類)

- 第15条 乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにした書類及び帳簿を整備し、委託業務完了後5年間保管しなければならない。

(損害賠償)

- 第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、甲の責めに帰す事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰す事由による

場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持等)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

ただし、公知となった情報、又は、甲から開示を受けたときに既に公知であった情報はその限りではない。

2 前項の規定は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

3 乙は、この契約による事務を処理するにあたり、個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第18条 乙は、委託業務を遂行するにあたり甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(存続事項)

第19条 本契約終了後も、第8条（委託業務の調査等）、第16条（損害賠償）、第17条（秘密の保持等）、及び本条は有効に存続するものとする。

(費用の負担)

第20条 この契約の履行に関し必要な費用及び委託料の支払いに係る振込手数料は、乙の負担とする。

(協議)

第21条 この契約について定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県産業労働部流通・貿易課
課長 小野 雅裕

乙 ○○○
○○ ○○

(様式第9号)

完了払請求書

令和 年 月 日

佐賀県産業労働部

流通・貿易課長 小野 雅裕 様

受託者 住所

氏名

(文書作成者)

役職・氏名

電話番号

令和 年 月 日付け流通第 号で業務完了認定通知があった EU・アジア
食市場開拓ハンズオン支援事業（シンガポール）業務委託について、下記金額を、業務委託契
約書第11条第1項の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
(内訳) 契 約 金 額	金	円
支 払 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先金融機関名・支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

(様式第 10 号)

前金払請求書

令和 年 月 日

佐賀県産業労働部

流通・貿易課長 小野 雅裕 様

受託者 住所

氏名

(文書作成者)

役職・氏名

電話番号

令和 年 月 日付けで契約を締結した EU・アジア食市場開拓ハンズオン支援事業
(シンガポール) 業務委託について、下記金額を、業務委託契約書第 1 1 条第 3 項の規定によ
り請求します。

記

請 求 額	金	円
(内訳) 契 約 金 額	金	円
支 払 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先金融機関名・支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	